

議 案 第 3 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、法人市民税法人税割の税率の引下げ、軽自動車税の税率の引上げ、公共の危害防止施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合の設定及び耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の申告方法に係る規定の整備を行うほか、市税に係る督促状を発する期限を定める等するため。

## 松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（督促状を発する期間）

第7条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、市長は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

第14条中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第27条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第8条中「昭和51年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する」を「平成26年10月1日から開始する」に改め、「税率は」の次に「、当分の間」を加え、「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

附則第9条第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

附則第11条の7を附則第11条の8とし、附則第11条の4から附則第11条の6までを1条ずつ繰り下げ、附則第11条の3の次に次の1条を加える。

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第 11 条の 4 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は同法附則第 3 条第 1 項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかつた理由

附則第 12 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 12 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 27 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 27 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第16条の見出し中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第16条に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の改正規定並びに附則第8条及び附則第9条の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第27条の改正規定 平成27年4月1日

(3) 附則第12条の改正規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第14条並びに附則第8条及び附則第9条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の

市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 改正後の条例附則第16条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 改正後の条例附則第16条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 改正後の条例附則第16条第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 改正後の条例附則第16条第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 改正後の条例附則第16条第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 改正後の条例第27条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 9 改正後の条例附則第12条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 10 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第12条の

規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

1.1 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第27条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の条例	3,900円	3,100円
第27条第2	6,900円	5,500円
号ア	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
改正後の条例 附則第12条 の表以外の部 分	第27条	松戸市市税条例の一部を改正する条例 (平成26年松戸市条例第 号。以下 この条において「平成26年改正条 例」という。) 附則第11項の規定に より読み替えて適用される第27条
改正後の条例 附則第12条 の表第27条 第2号アの項	第27条第2号ア	平成26年改正条例附則第11項の規 定により読み替えて適用される第27 条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円